弁護士名簿登録請求書等記入要領
（一斉登録者の方へ）

提出書類は、本要領をよくお読みいただき、別途掲載している記入例を参考にして、誤りのないように作成・取得してください。いずれも重要な事項ですので、読み過ごしのないよう、御注意願います。

提出された書類に不備があった場合、修正又は差し替えをお願いすることとなります。特に、戸籍謄本、身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの）に誤りがあった場合や、交付日が令和８年１１月１０日以前の場合（登録請求日から４か月と２週間を超えている場合）は、それぞれ取り直していただきます。再度費用がかかりますので、十分御注意ください。

弁護士会の指定する締切日までに書類が整わない場合は、希望する日付で登録できない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

提出後､弁護士会や日弁連から確認の連絡をさせていただくこともありますので、本人控えが出力されない書類等については、提出前にコピーをお取りいただき、お手元に控えを残していただきますようお願いいたします。

なお、書類は入会を希望する弁護士会に提出していただきます。弁護士会控えも必ず御準備ください。また、万一変更や訂正が必要となった場合は、まずは入会希望弁護士会に御連絡ください。

提出書類①～⑦　全書類通しての注意事項

(1) 氏名の表記について

・取得時点の戸籍（外国籍の方は住民票）の記載どおりに記入してください。

・職務上の氏名の使用を希望する場合であっても、請求書類は戸籍上の氏名で作成してください。

・旧字・異字体・俗字・略字等（以下「外字」といいます。）が使用されている場合は、そのとおりに記入してください。

【例】「辻」と「辻」、「芦」と「芦」、「西」と「西」は違う漢字です。

氏名に外字が含まれており、常用漢字に置き換えて業務を行う場合や、旧姓等の戸籍の記載以外の氏名での業務を希望する場合は、職務上の氏名に関する届出・使用許可申請が必要となります。詳細は提出書類⑦に関する説明を御参照ください。

なお、外字を含む氏名について、利用するシステムやサービスで表記できる場合は戸籍どおりの文字で表示し、表記できない場合は正字（ＪＩＳ規格（ＪＩ

Ｓ２００４）で定められた第一水準、第二水準の文字）に変換して表示しますが、やむを得ず、その他の文字（＝など）に置き換えられる場合がありますので、御了承ください。

(2) 本籍地の表記について

・取得時点の戸籍の記載どおりに記入してください。「番地」「丁目」等も省略せずにそのまま記載してください。

・外国籍の方は、本籍地の代わりに、住民票に記載されている国籍を記入してください。

※　記入いただいた内容が戸籍等と異なる場合は、戸籍等の記載どおりに登録します。

(3) 印鑑について

・全ての書類に同一の印鑑を使用してください。

・字句修正、削除箇所には必ず訂正印を押してください。訂正印の印鑑も、他の書類の印鑑と同一のものを使用してください。修正液・修正テープは使用しないでください。

・弁護士会控えにも忘れずに押印してください。

・シャチハタ、ゴム印、シール印など、朱肉を使用しない印鑑は使用しないでください。

・使用した印鑑をお忘れにならないよう御注意ください。書類提出後に修正が必要になった場合にも、同一の印鑑で訂正印を押していただく必要があります。

・履歴書等、書類が２枚にわたる場合は、必ず契印を押してください。契印の印鑑も、他の書類の印鑑と同一のものを使用してください。

※　印刷の都合で書類が２枚に分かれてしまう場合は、まず、EXCEL の「改ページ」機能等で余白を変更して１枚に収まるようにしてください（ファイルに保護がかかっていても余白の変更は可能です。）。

【参考】契印の押し方

差し替えや抜き取りを防ぐために各ページの継ぎ目等に押印するものです。左右両ページにまたがるように押印してください（完全にきれいに押印できなくても構いませんが、印影が出るようにしてください。）。



(4) 記入に使用する筆記具について

記入に使用する筆記具は、ボールペン・万年筆等を使用してください。

鉛筆やシャープペンシル、インクを消せるタイプのペンは使用しないでくださ

い。

⑸ マイナンバーについて

戸籍謄本等の添付書類を提出される際は、マイナンバーが記載されていない書類を御提出ください。

⑹ 登録請求後の変更について

① 改姓、本籍の変更が生じる場合

提出時点（登録請求書作成時点）の姓名又は本籍を記入し、①戸籍謄本等、②身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの）を提出した上で、変更後、入会弁護士会に連絡の上、令和９年３月１２日（金）までに登録請求書等を修正していただき、新しい戸籍謄本等を追完してください（身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの）の再提出は不要です。）。

令和９年３月１２日（金）までに戸籍謄本等の追完が間に合わない場合は、令和９年３月２５日（木）時点では変更前の姓名・本籍で登録します。登録後、新しい戸籍謄本等が入手でき次第、所属弁護士会を通じて登録事項変更届書（登録料無料）を提出してください（所属弁護士会が対応可能な場合は、日弁連会員サイトの ID を取得後、オンラインシステム（JFBA 申請システム）による登録事項の変更届出も可能です）。

② 自宅住所の変更を予定している場合

登録請求書作成時に、弁護士名簿登録日（令和９年３月２５日）時点の自宅住所を記入してください。転居先が未定の場合は、実家等の住所を記入し、登録後に所属弁護士会を通じて登録事項変更届書（登録料無料）を提出してください（所属弁護士会が対応可能な場合は、日弁連会員サイトの ID を取得後、オンラインシステム（JFBA 申請システム）による登録事項の変更届出も可能です。）。

③ 入会希望弁護士会を変更する場合

記載事項の変更にとどまらず、入会希望弁護士会に変更があった場合は、一旦登録の請求を取下げ、新たに入会を希望する弁護士会に登録請求していただくことになります。その場合、改めて登録の審査をすることとなり、希望する日付で登録できなくなる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

提出書類①　弁護士名簿登録請求書

(1) 登録請求日について

登録請求日には、あらかじめ「令和９年３月２５日」と印字されています。一斉登録者については、登録希望日にかかわらず、司法修習終了日翌日で統一しており、登録希望日とは連動しませんので、修正しないでください。また、本書類に登録希望日の記入欄はありません。登録希望日は入会予定の弁護士会に伝達してください。

(2) 収入印紙について

日弁連提出用紙に登録免許税として収入印紙６万円分（なるべく６万円の収入印紙１枚）を貼付してください。消印は押さないでください。他用紙からの切り貼りは不可です。弁護士会用控には収入印紙を貼付しないでください。

日弁連では収入印紙の領収書は発行できません。必ず購入場所にて領収書を受領し、大切に保管してください。

本人控えとは別に、後日、収入印紙代を所属予定の法律事務所等に請求する等のために**日弁連提出用紙の控えを手元に残す必要がある場合は、収入印紙を貼った状態でコピーを取ってください**。提出後に日弁連提出用紙のコピーをお渡しすることはできません。

別途、弁護士名簿の登録料として、入会希望弁護士会を通じ、１万円を日弁連に納付してください。登録料の納付方法及び領収書の発行、その他必要な費用等については、入会希望弁護士会にお問い合わせください。

(3) 事務所所在地の表記について

① 他の弁護士と事務所を共にする場合

他の弁護士と事務所を共にする場合には、表記を統一してください。

日弁連ウェブサイト上の「弁護士情報検索」(https://member.nichibenren.or.jp/general_search)で所属予定の事務所名称、所在地（ビル名等含む）を確認し、表記を統一し、正確に記入してください。

② 企業・団体に就職する場合

マンション・ビル名記入欄に、ビル名に続いて企業名又は団体名を記入し、事務所名記入欄は空欄としてください。

③ 提出時点で登録予定事務所が確定していない場合

事務所所在地記入欄に「未定」とし、事務所名記入欄は空欄としてください。事務所未定のままでは登録できません。必ず令和９年３月１２日（金）までに事務所情報を補記していただきます。補正締切を過ぎた場合は、一旦自宅（自

宅が入会希望弁護士会の管轄内にある場合に限ります。）を事務所として登録するか、管轄内に独自に事務所を設けるか、登録希望日を変更することとなります。なお、登録希望日を変更する場合は、提出書類に差替及び補正が発生するため、変更後の登録希望日に間に合わない可能性もございますので、十分御注意ください。

④　提出後に登録予定事務所が住所を移転した場合

①に記載のとおり、他の弁護士と事務所を共にする場合は表記を統一する必要がありますので、入会希望弁護士会を通じて、移転した旨を御連絡ください。

※日弁連ウェブサイト等には事務所所在地中の「丁目」「番地」「号」「号室」「室」等は、「－（ハイフン）」に変更又は省略して登録されます。

※事務所所在地を自宅住所と同一にした場合、日弁連ウェブサイトに掲載され、また、会員情報の提供の取扱いに関する規則に基づき、一般からの照会に対し当該住所を事務所所在地として提供することとなります。

(4) 住所（自宅）について　**※履歴書・誓約書にも同一のものを記入してください。**

全ての書類に同一の住所を記載してください（マンション・ビル名、部屋番号、階数等の表記も合わせてください。）。同一でない場合は登録請求書に記載のある自宅を登録します。

記入する住所地は、弁護士名簿登録日時点のものにしてください。住所欄を空欄とすることはできません。未定の場合は、現在の住所地や実家等の住所地を記入し、登録後に登録事項変更届書を提出してください。

ただし、司法研修所寮の住所地を自宅として登録することはできません。

(5) 電話・ＦＡＸの番号について（事務所・自宅共通）

電話・ＦＡＸは空欄のまま登録することが可能です。

携帯電話を登録することはできません。携帯電話を記入した場合、「電話番号の登録なし」の扱いとなりますので、御注意ください。

なお、事務所の電話・ＦＡＸについて、既に登録のある会員と事務所を共にする場合は、同事務所の会員の電話・ＦＡＸ登録状況も確認するようにしてください。また、事務所の電話・ＦＡＸ番号は、原則として登録請求書に記載のとおりに登録いたします。

提出書類②　履歴書

(1) 写真

貼付する写真１枚（縦４cm×横３cm）は、登録請求日から３か月以内に撮影さ

れたもので、無帽、無背景、サングラス不可、プリンター印刷不可、他用紙からの切り貼りは不可です。

(2) 学歴

大学卒業以降の学歴はすべて記入してください。

また、「〇〇大学学部△学部大学学部卒業」など、入力ミスにより文言が重複してしまうケースが数多く見受けられます。提出前に再度確認してください。

(3) 司法試験予備試験

司法試験予備試験に合格されている場合は、学歴欄に司法試験予備試験の合格日を記入し、「司法試験予備試験合格」と記入してください。

(4) 弁護士となる資格

司法試験の合格日を記入し、「司法試験合格」（平成２３年に終了した「旧司法試験」に合格した場合は、「司法試験第二次試験合格」）と記入してください。

(5) 職歴

職歴がない場合は、必ず「なし」と記入してください。職歴がある場合には、始期（入職日）及び終期（退職日）を忘れずに記入してください。現職の場合で終期が決まっている場合は、終期の予定日付を記載し、終期が決まっていない場合は「至現在」と記入してください。

(6) 賞罰

該当事項がない場合は、必ず「なし」と記入してください。弁護士法第１２条の「弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれ」について慎重に審査する必要がありますので、確定した有罪判決に限らず、不起訴処分となった事件や、少年法による保護処分、公務員や司法修習生における懲戒処分、訓告や注意処分の内容及び罰条（罪名）を日付とともに記入してください。

「賞」の記入がある場合でも、「罰」の有無について必ず記入してください。

提出書類③　戸籍謄本等

令和９年３月２５日から４月１２日までの間に登録予定の方は、令和８年１１月１１日以降（弁護士名簿登録請求日前４か月と２週間以内）に交付されたものを提出してください。

外国籍の方は、令和８年１１月１１日以降（弁護士名簿登録請求日前４か月と２

週間以内）に交付された、国籍が記載されている、外国人住民に係る住民票の写しを提出してください（別紙５参照）。
※登録希望日が４月１３日以降の方は、登録請求日前３か月以内に交付されたものが必要です。

提出書類④　弁護士法第７条各号、第１２条第１項各号及び第２項に該当しないことの誓約書、弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書

登録請求書及び履歴書と同様に記入し、押印をしてください。

なお、「弁護士となる資格を証明する書面」について、令和９年３月２５日から４月１２日までの間に登録予定の方は、最高裁判所が発行する一括証明書をもってこれに代えますので、提出は不要です。誓約書は、この取扱いに関する承諾書も兼ねています。

提出書類⑤　身分証明書（本籍地の市区町村発行）

本籍地の市区町村が発行する、破産者でないことの証明書です。令和８年１１月１１日以降（弁護士名簿登録請求日前４か月と２週間以内）に交付されたものを提出してください。具体的な取得方法は、各市区町村にお問い合わせください。

外国籍の方は、弁護士法第７条第４号に該当しない旨の誓約書の提出をもってこれに代えます（別紙５参照）。
※登録希望日が４月１３日以降の方は、登録請求日前３か月以内に交付されたものが必要です。

提出書類⑥　連絡先回答書

訂正事項等の連絡に使用しますので、必ず提出してください。訂正を依頼する場合、主に令和９年２月以降にメール、電話又は郵便にて御連絡することがあります。御本人でないと対応できない補正もありますので、特に国外への渡航等を計画される場合には御注意ください。

いずみ寮入寮者は、退寮の時期と日弁連からの連絡時期が重なるため、退寮後の連絡先を記載してください。

※印刷の関係上２枚に分かれても契印は不要です。

提出書類⑦　職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（希望者のみ）

弁護士は、弁護士の職務を行う際、原則として戸籍上の氏名を使用しなければなりませんが、「職務上の氏名」が使用できる場合（【参考①】参照）に該当する場合は、届出をすることで「職務上の氏名」が弁護士名簿に登録され、これを使用する

ことができます。

また、それ以外の場合であっても、「職務上の氏名」を使用する必要性及び合理性が認められ、日弁連で特別に許可した場合は、その使用が可能です。

「職務上の氏名」の使用を希望するに当たっては、以下の注意事項を必ずお読みください。

(1) 職務上の氏名の使用について

本書類の提出により、職務上の氏名が弁護士名簿に登録された場合、弁護士の職務を行う際は、原則として職務上の氏名を使用していただくこととなります。

ただし、法令により戸籍上の氏名の使用が義務付けられている場合その他正当な理由がある場合は、例外として戸籍上の氏名を使用することが可能です。

登録料はかかりません。

(2) 添付資料について

届出及び許可申請には、添付資料（【参考②】参照）が必要です。ただし、前記提出書類③の戸籍謄本等がこれに該当する場合は、別途添付していただく必要はありません。

【参考①】届出によって「職務上の氏名」が使用できる場合

一　戸籍上の氏名（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。第三号及び第四号を除き、以下同じ。）に変更があった場合　変更前の氏名

二　外国籍の者で外国人住民に係る住民票に通称名が記載されている場合　当該通称名

三　戸籍上の氏名に用いられる漢字を常用漢字に置き換える場合　当該常用漢字に置き換えられた氏名

四　日本国籍の取得により、外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名と戸籍上の氏名が異なる場合　当該外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名

【参考②】添付資料

一の場合　戸籍上の氏名に変更があったことを示す戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）、外国人住民に係る住民票又は旅券の写し

二の場合　通称名の記載のある外国人住民に係る住民票の写し

三の場合　戸籍謄本等

四の場合　戸籍謄本等及び修正前の氏名が記載された外国人住民に係る住民票の写し

一～四以外の場合　戸籍上の氏名以外の氏名を使用する必要性及び合理性があることが客観的に明らかとなる資料

問い合わせ先

日本弁護士連合会審査第一課

電話：０３－３５８０－９８１２　　ＦＡＸ：０３－３５８０－２８６６

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前１０時～午後５時）